

解説

J A 役員の役割と コンプライアンス



響法律事務所
弁護士 岸田 麻希

2015 年弁護士登録（第二東京弁護士会所属・67 期）、同年響法律事務所入所。主な取扱い分野は、コンプライアンス、中小企業の事業再生、倒産法、債権回収など。

一 J A の役員とは

J A の役員とは、J A の機関である経営管理委員会・理事会の構成メンバーである経営管理委員、理事および監事をいいます。常勤・非常勤の区別、員内・員外の区別を問わず、すべて同じ権限をもち責任を負います。

法人（J A）の意思決定は、この機関によって行われ、業務執行がなされるのです。

二 狭義と広義のコンプライアンス

近年よく耳にする「コンプライアンス」とは、一般的には「法令遵守」といわれ、役職員が負うべき刑事、民事、行政上の法令等に従うことを意味します。しかし、これは狭義の意味であって、実際にはより広い範囲を含めてコンプライアンスといわれます。

広義には、「社会規範の遵守」を意味します。情報化が進展し、誰でも情

報を発信することが可能な現代においては、法令等を遵守していれば何をしてよいということにはなりません。公共的存在である J A としては、地域社会の一構成員として、法令等のみならず社会規範を遵守しなくてはなりません。

さらに最広義には、「J A 綱領（経営理念）に沿った取組みを行う」ということも含まれます。

近年、なぜしきりに「コンプライアンスが重要」といわれるのかという

—2019年—

特別企画

重要判例解説ダイジェスト



弁護士
(元大阪高等裁判所判事)
黒田 直行

2019年も、金融界に大きな影響を及ぼす判例が数多く出されました。12月号では、毎年恒例の特別企画として、重要判例をダイジェストで紹介いたします。本誌や判例誌に掲載されたもののうち、JAの業務に深く関わる13の判例解説を、1年間のおさらいとしてご活用ください。

〈掲載項目〉

貯金

貸付・保証

担保

管理

回収

倒産

その他

1. 取扱店舗を特定しない預金債権差押の適法性
2. 相続預金に関する個人情報開示請求の可否
3. 共同相続人の一人が相続貯金全額を払い戻した場合と他の共同相続人に対する不当利得返還義務
4. 高齢の失語症患者による連帯保証と意思能力
5. 所有権留保動産に対する譲渡担保の効力
6. 共有遺産の取得時効の成否
7. 相続分譲渡と遺留分減殺
8. 内容証明郵便による催告書の留置期間満了による返戻と催告の到達の有無
9. 株式に対する強制執行の破産手続開始による失効
10. 振替株式の遺産共有持分に対する強制執行
11. 年金保険債権の差押禁止
12. 破産申立予定通知の休日における投函と相殺の可否
13. 農協の組合員に対する系統外出荷への制限と独占禁止法違反

……………(貯金)……………
1 取扱店舗を特定しない預金債権差押の適法性 (名古屋高金沢支店平成三〇・六・二〇金融・商事判例一五五二号四三頁。本誌五八〇号五六頁参照)

【事案】

Xは、YのZ銀行の預金債権につき、取扱店舗を特定しないで、店舗番号の若い順などの順位をつけて、差押債権額に満つるまでの差押え(本件差押)を申し立てた。

〈争点〉

取扱店舗を特定しない預金

債権の差押命令は、適法か。

決定要旨

Z銀行は、首都圏・関西圏を中心に十数店舗を設けているが、預金債権の差押命令の送達を受けた場合、一般的に、同命令において取扱店舗を特定していない場合においても、本店等担当部署において差押債務者の氏名と住所により全店検索を行って被差押債権の特定を行っており、被差押債権の特定に格別の負担がかからないことが認められる。そうすると、本件差押命令の申立ては、「被差押債権の特定に欠ける」ということはできない。

解説

預貯金債権の差押申立について、取扱店舗を特定しないで、①店舗番号の若い順、②預貯金額の多い順等の順位をつけて全店の預貯金を対象として申立てる方式を「全店一括順位付け方式」という。このような預貯金

解説

二〇二〇年の 年金知識・法改正のポイント



株式会社 IIC パートナース
J A 退職給付監査対策室
大森 祥弘



J A に向けて退職金制度・企業年金制度に関するアドバイザリー業務を行っている。J A 共済連全国本部出身。

「老後の生活資金は二〇〇〇

万円足りなくなる」といった金融庁報告書案の表現がメディアで大きく報道され、公的年金の財政検証結果も公表されたことで公的年金への不安を感じた方も多いのではないだろうか。

本稿では「二〇二〇年の年金知識のポイント」というテーマで推進の際に活用いただけるよう、公的年金の基礎知識や現在、厚生労働省が検討している法改正の方向性をまとめました。

年金の相談をされるときに役立つ基礎知識

年金は仕組みが複雑で苦手意識を持つ方も多く、いきなり法改正の方向性を理解するのも難しいと思います。まずは、組合員の方から相談されたときにも役立つよう、公的年金の基礎知識を確認しましょう。

1 国民年金と厚生年金の「二階建て」

公的年金はよく「二階建て」と

言われますが、これは図表1のような仕組みになっていることを示します。

国民年金は全国民が二〇歳になると自動的に加入する仕組みで、公的年金のベースに当たります。そして、厚生年金は企業等に勤務していれば原則的に加入する制度です（ただし、後述するような例外がある）。厚生年金は国民年金に上乗せされる年金と考えてください。サラリーマンは厚生年金に加入し、自営業の方は国民年金に加入とどちらか片方に加入するといった

仕組みではありませんので、注意しましょう。

2 受け取れる年金額の決め方

◆国民年金

国民年金は二〇歳から六〇歳までの四〇年間で何カ月、国民年金保険料を支払ったかにより受け取れる年金額が変わります。最高で年間七八万一〇〇円（四〇年間すべて国民年金保険料を支払った場合の満額で、物価の変動等による改定率の変動を考慮しない場合）を受給する